

# 監 事 監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 1 3 日

学校法人 日 本 大 学  
理 事 会 御 中

学校法人 日本大学

常任監事 山 本 寛 ⑩

常任監事 小 林 清 ⑩

監 事 山 本 剛 史 ⑩

監 事 奈 尾 光 浩 ⑩

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人日本大学寄附行為第 20 条に基づいて、学校法人日本大学の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。

その結果につき、次のとおり報告いたします。

## 1 監査方法の概要

監査に当たり、理事会、常務理事会、評議員会等の主要な会議に出席し、理事からの業務報告及び内部監査課からの報告を聴取するとともに、決裁書類等を開覧し、また、本部、部科校及びこれらの附属機関の業務、財産の状況を調査しました。加えて、独立監査人と連携し、その報告や説明を基に計算書類について検討するなど、必要と認める監査手続を実施いたしました。

## 2 監査の結果

学校法人日本大学の業務に関する決定及び執行について、下記の点を除き重要な不備は認められませんでした。

計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しております。

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関して、不正行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めました。

#### 記

アメリカンフットボール部学生寮における大麻片の発見や大麻を使用している部員の存在に関する通報等があったにもかかわらず、当該事実に関する報告が危機管理担当常務理事に対し迅速に行われておりませんでした。この事実は、日本大学危機管理規程に対する重大な違反に相当します。また、その結果としてアメリカンフットボール部の無期限活動停止処分の解除及び再度の処分等の不適切な意思決定が行われることとなりました。

これを受けて、学校法人日本大学は、日本大学アメリカンフットボール部薬物事件対応に係る第三者委員会の設置を令和5年8月24日開催の理事会で決議し、令和5年10月30日付で同委員会から調査報告書を受領しました。当該調査報告書においては、学生・部員への教育的配慮に欠けた対応姿勢、ガバナンスの機能不全、情報の独占・不適切な報告、危機管理規程の不遵守、権限と責任の不明確さ、コンプライアンス意識が欠如し危機管理の在り方の認識がない組織風土等の指摘がなされています。

学校法人日本大学は、調査報告書に記載された指摘事項のすべてを真摯に受け入れるという方針の下、管理運営体制の再構築を含む改善計画を作成し、改善を進めています。したがって、ガバナンス及び内部統制の整備状況については、一定の改善が進んでいるものと評価されますが、次年度以降、引き続き検証いたします。

以 上